

第2期

あま市子ども・子育て支援事業計画（案）

令和〇年〇月
あま市

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の背景.....	
2 計画策定の趣旨.....	
3 計画の位置づけ.....	
4 計画の期間.....	
5 計画の策定体制.....	
第 2 章 子ども・子育てを取り巻く現状	
1 あま市の状況.....	
2 アンケート調査結果からみえる現状.....	
3 第 2 期計画策定に向けた課題.....	
第 3 章 計画の基本理念、基本目標	
1 基本理念.....	
2 基本的な視点.....	
3 基本目標.....	
4 施策の体系.....	
第 4 章 施策の展開	

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方
- 3 幼児期の教育・保育事業の量の見込みと確保方策
- 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

第6章 計画の推進に向けて.....

- 1 計画の推進体制、進行管理
- 2 個別事業の点検・評価



第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 社会動向

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。



また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んでおり、経済発展と社会的課題の解決を両立し、

快適や活力、質の高い生活が、年齢や性別に関係なく恩恵を受けることができる人間中心の社会へと発展していく中で、学校や学びの在り方など新たな局面を迎えています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

しかしながら、25歳から44歳の女性就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、平成30年4月時点の全国の待機児童数は1万9,895人と減少傾向となっているものの、保育を必要とするすべての子ども・家庭が利用できていない状況です。

(2) 国の動向

待機児童の解消は待ったなしの課題であり、国では平成29年6月に『子育て安心プラン』を公表し、平成30年度から令和4年度末までに女性の就業率80%にも対応で

きる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30年9月には、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

(3) 愛知県の動向

愛知県においては、平成22年3月に、平成26年度までの5年間の計画期間とする「あいち はぐみんプラン」(第二次愛知県少子化対策推進基本計画)を策定し、中長期的な視野に立った少子化対策について、若者の就学・就職、結婚・妊娠・出産、子育てまでのライフステージに応じた体系を設けて施策を展開しており、子ども・子育て支援新制度の施行及び次世代育成支援対策推進法の改正を受けて平成27年3月に「あいち はぐみんプラン 2015-2019」を策定し、中長期的な視野に立った少子化対策を推進しています。

2 計画策定の趣旨

(1) あま市の動向

本市においては、平成27年3月に「あま市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの健全育成と子育て支援の施策を総合的な推進に向け、子育て支援の充実や待機児童の解消、児童虐待防止、子どもの貧困対策をはじめ、様々な取り組みを進めてきました。

このような中、第1次あま市総合計画では、子どもが健やかに育ち子育てしやすい環境づくりや生きる力を育む教育等の施策を進めており、現在、「勇健都市あま」を基本理念に掲げ、施策の一つとして「子育てと教育、健康づくりの環境が充実した『勇健な教育・健康未来都市』」を推進しています。

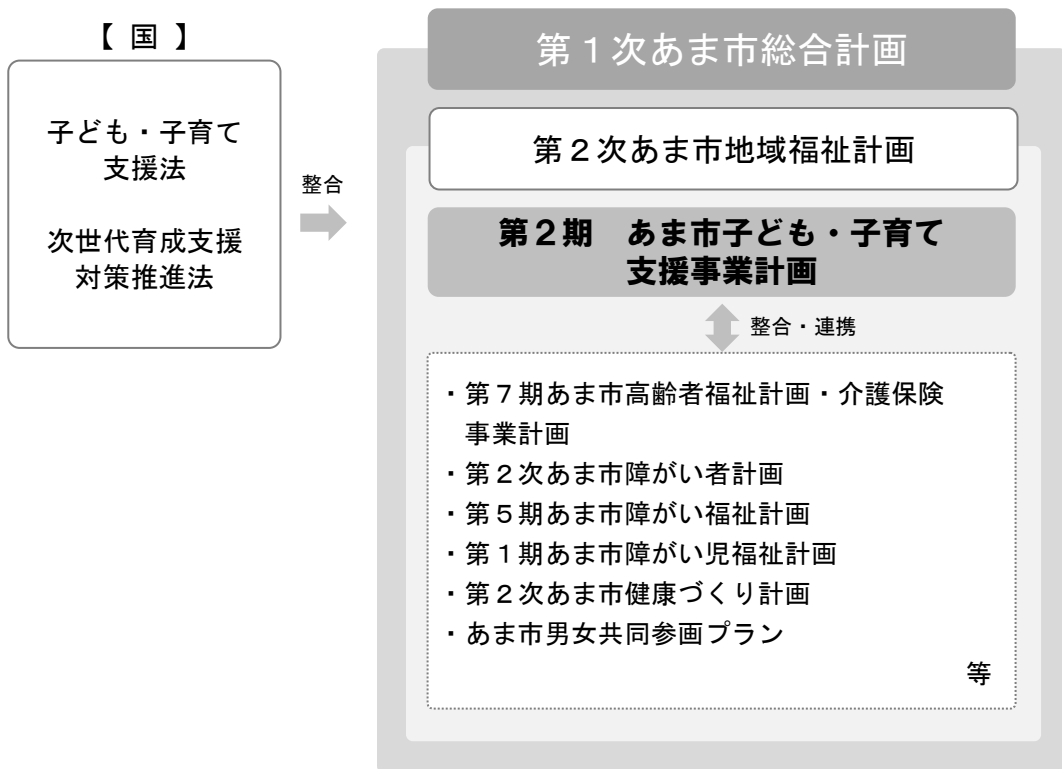
また、核家族化の進行などにより人との関わりが希薄化する中、あま市の未来を担う子どもを社会全体で育てていくため、これまでの本市の培われてきた地域力や市民力を活かした施策の推進が必要となっています。

そのため、本市の子どもが健やかに育つよう「子どもの最善の利益」を最優先としつつ、これまでの次世代育成支援の施策の進捗状況やその効果等を踏まえ、引き続き「あま市子ども・子育て事業計画」の方針を引き継ぎながら、今後5年間における施策の方向性を明確に示すとともに、社会状況の変化に対応しつつ、平成27年度に策定した「あま市教育大綱」や平成30年度に策定した「第2次あま市地域福祉計画」などの各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

3 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」として策定するとともに、第1次あま市総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。



4 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期あま市子ども・子育て支援事業計画				

5 計画の策定体制

(1) 市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子ども・子育て支援事業に係る基礎調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

① 調査対象

- ・あま市に在住する就学前児童の保護者
- ・あま市に在住する小学生の保護者

② 調査期間

平成31年1月

③ 回収状況

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	郵送による配布・回収	1,500通	814通	54.3%
小学生の保護者	郵送による配布・回収	1,500通	821通	54.7%

(2) あま市子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちを取りまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「あま市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議します。

(3) パブリックコメントの実施

令和●(●●●●)年●月～●月に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。



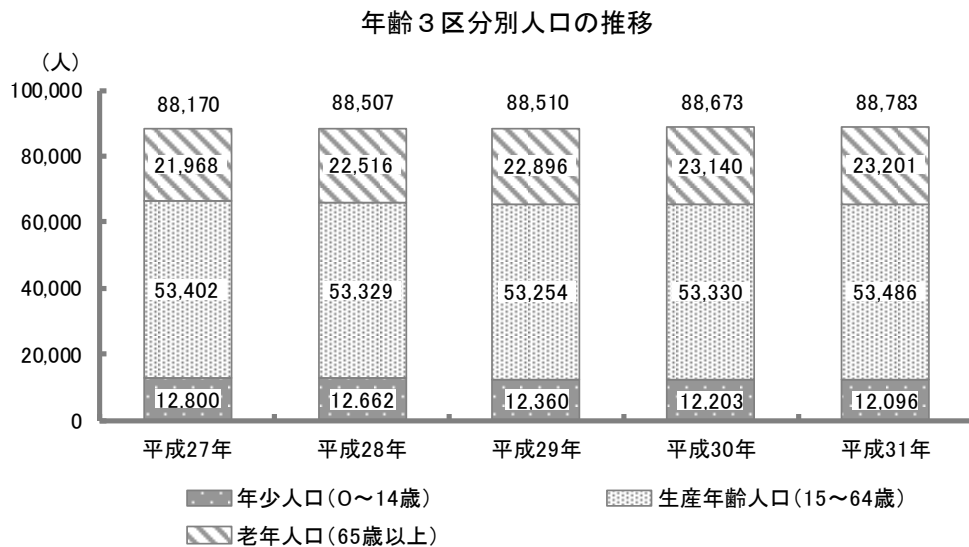
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 あま市の状況

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

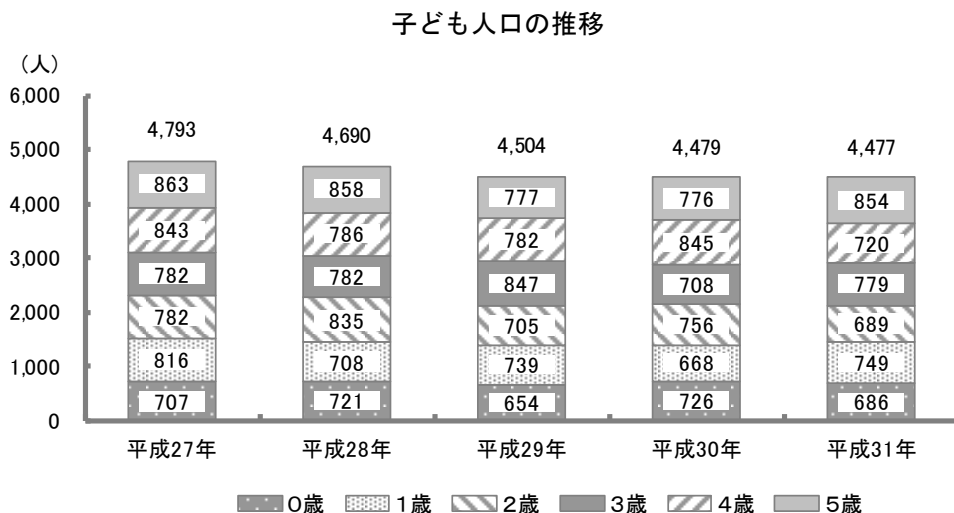
本市の人口推移をみると、総人口は年々増加し、平成31年で88,783人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

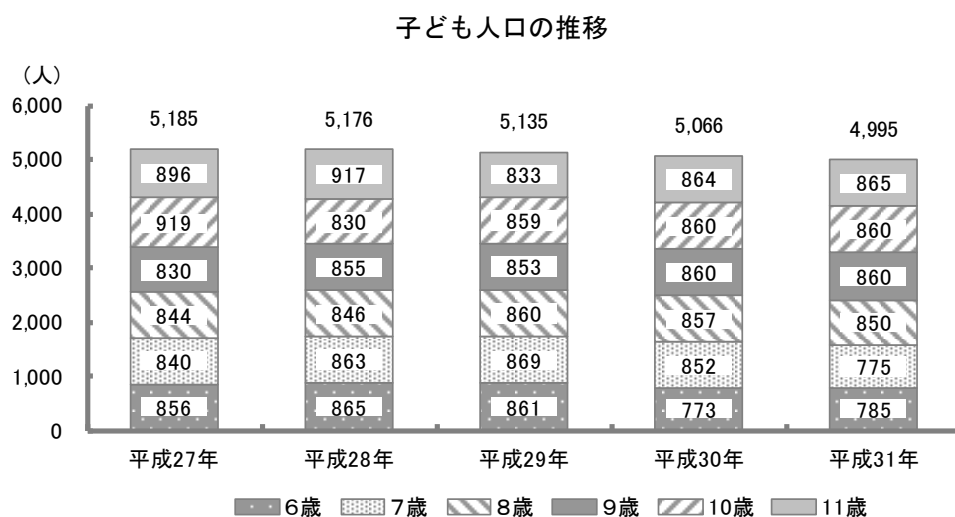
本市の0歳から5歳の子ども人口は平成27年以降減少しており、平成31年4月現在で4,477人となっています。特に他の年齢に比べ、4歳の減少率が高くなっています。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

③ 年齢別就学児童数の推移

本市の6歳から11歳の子ども人口は平成27年以降減少しており、平成31年4月現在で4,995人となっています。特に他の年齢に比べ、6歳の減少率が高くなっています。

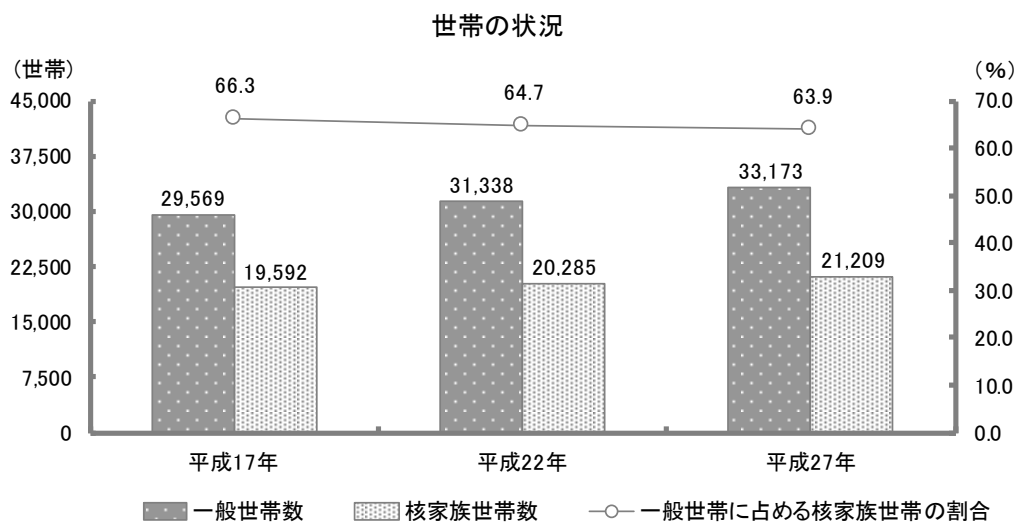


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(2) 世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

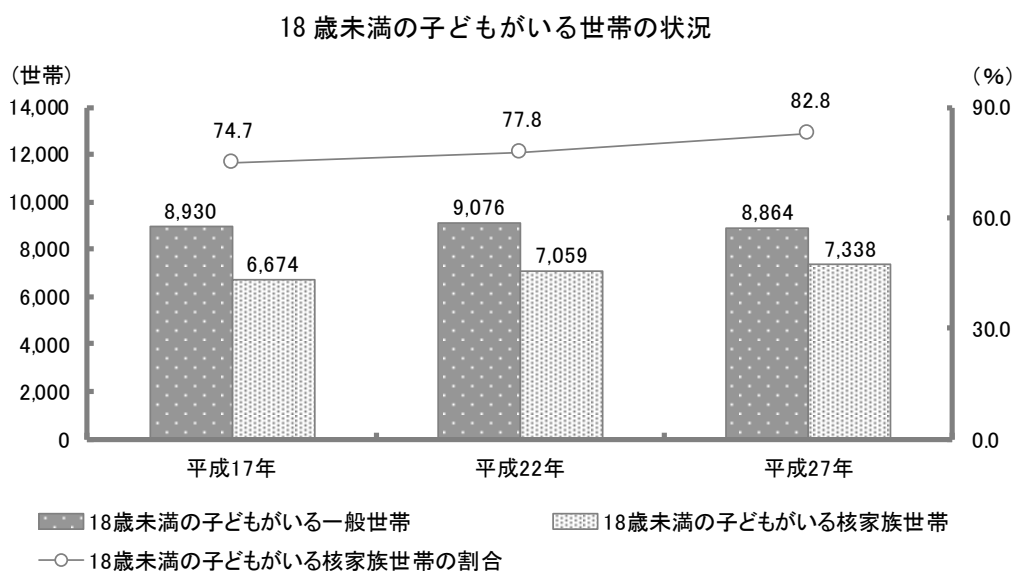
本市の核家族世帯数は年々増加しており、平成27年で21,209世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は一般世帯数の増加に伴い減少傾向にあります。



資料：国勢調査

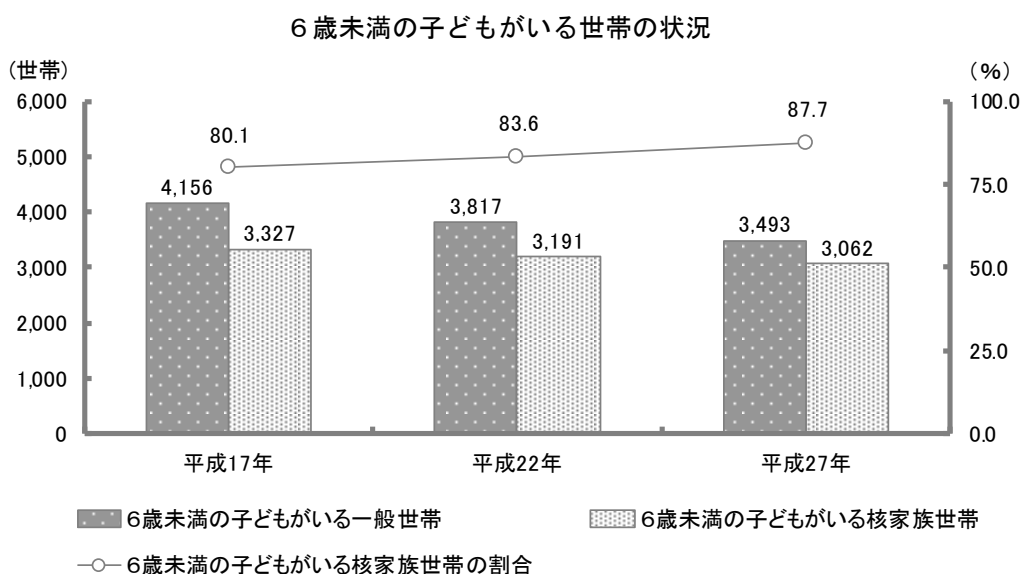
② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は平成17年から平成22年にかけて増加し、その後減少しており、平成27年で8,864世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯、核家族世帯の割合は年々増加しています。



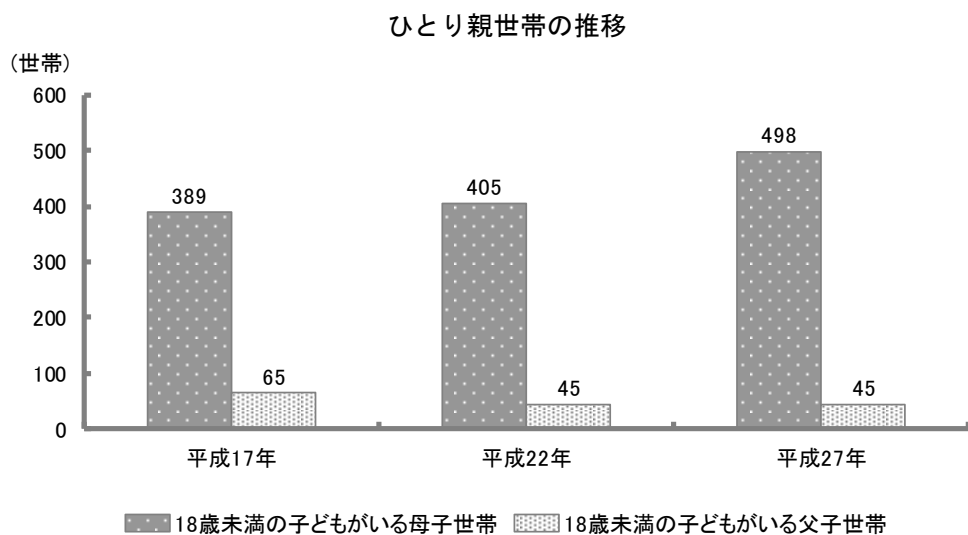
③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で3,493世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯も年々減少していますが、核家族世帯の割合は年々増加しています。



④ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は年々増加しており、平成27年で498世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は減少傾向にあります。

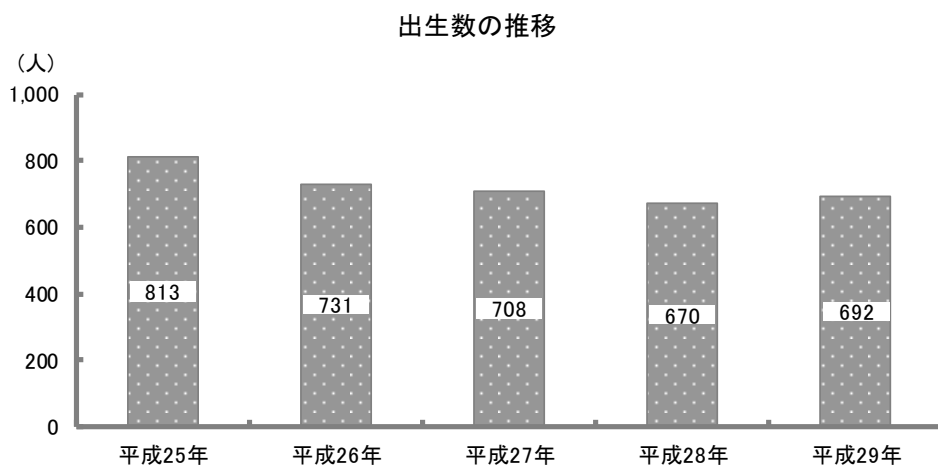


資料：国勢調査

(3) 出生の状況 ● ● ● ● ● ● ● ●

① 出生数の推移

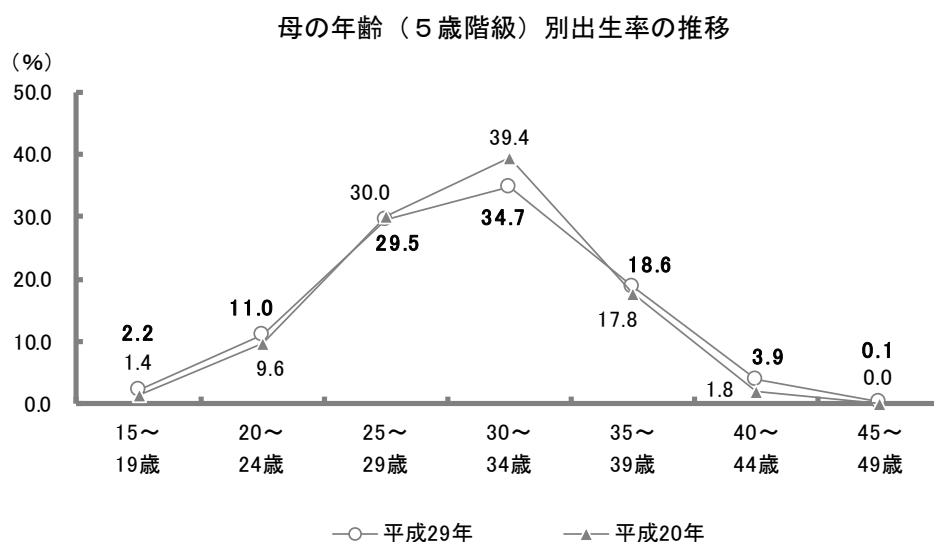
本市の出生数は減少傾向となっており、平成29年で692人と過去5年間で約1.5割減少しています。



資料：衛生統計年報

② 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

本市の母の年齢（5歳階級）別出生率の推移をみると、平成20年に比べ平成29年で、25～34歳の割合が減少しているのに対し、35～44歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。

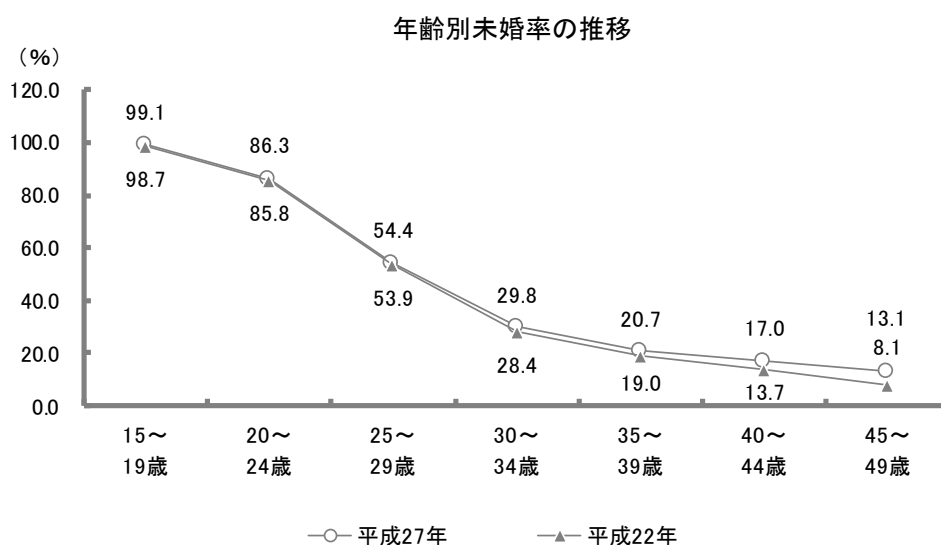


資料：衛生統計年報

(4) 未婚・結婚の状況

① 年齢別未婚率の推移

本市の年齢別未婚率の推移をみると、平成22年に比べ平成27年で35歳以上の未婚率が上昇していることから、晩婚化が進行していることがうかがえます。

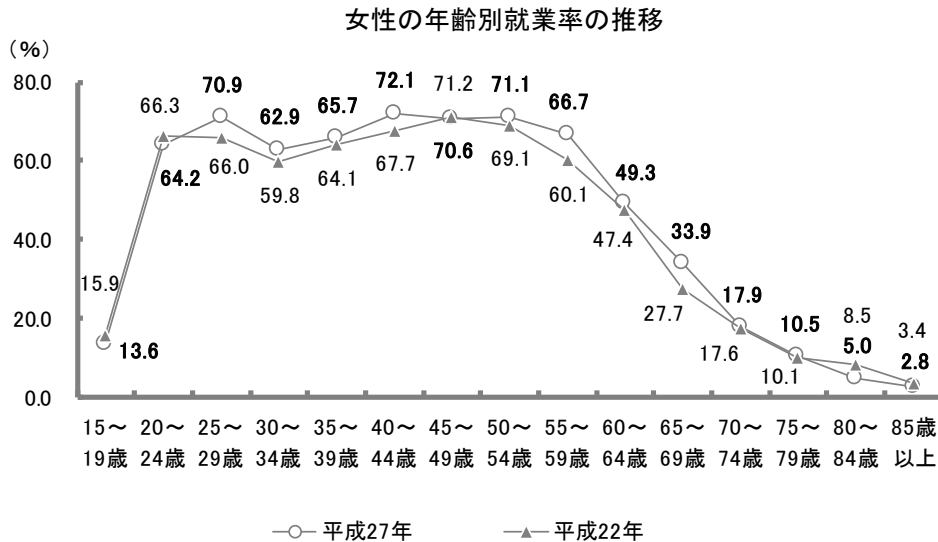


資料：国勢調査

(5) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

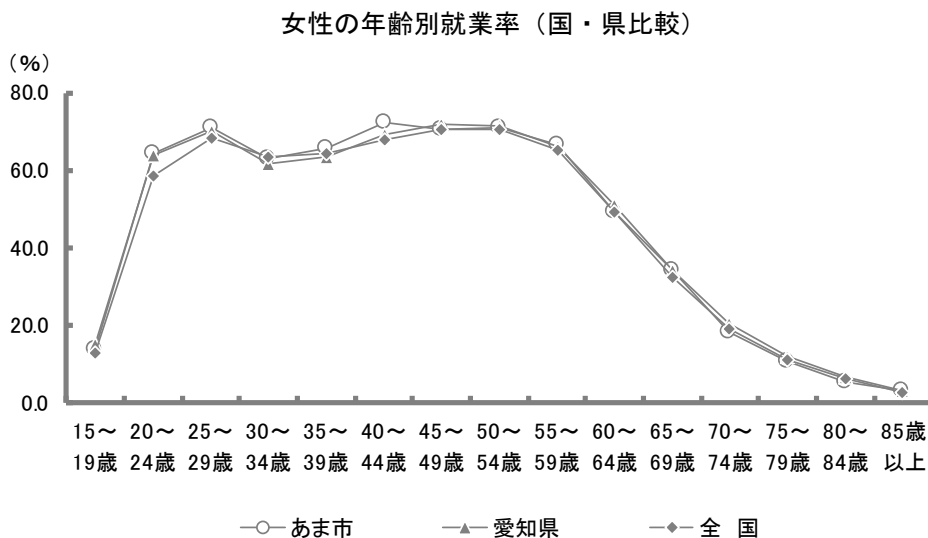
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

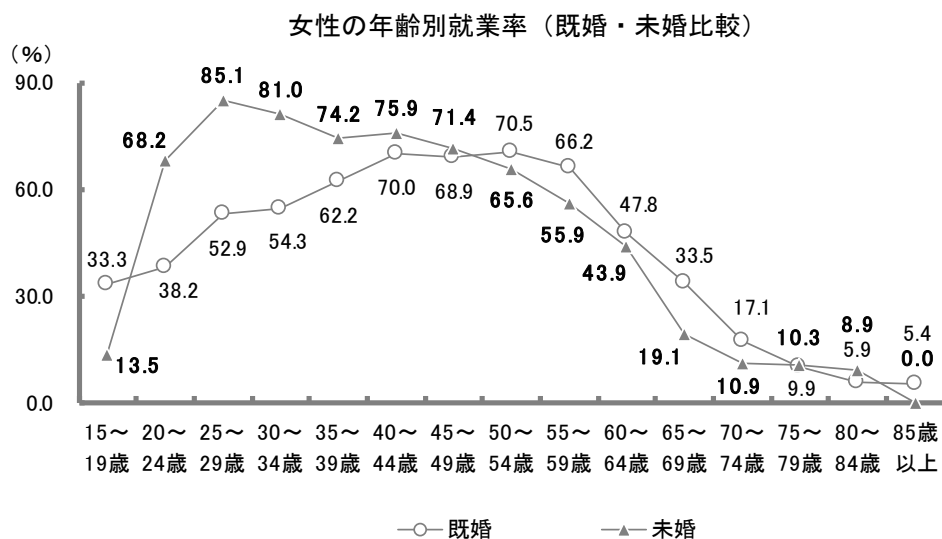
本市の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、59歳までは高い傾向にあるものの、60歳以降では全国、愛知県より低い傾向となっています。



資料：国勢調査（平成27年）

③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本市の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

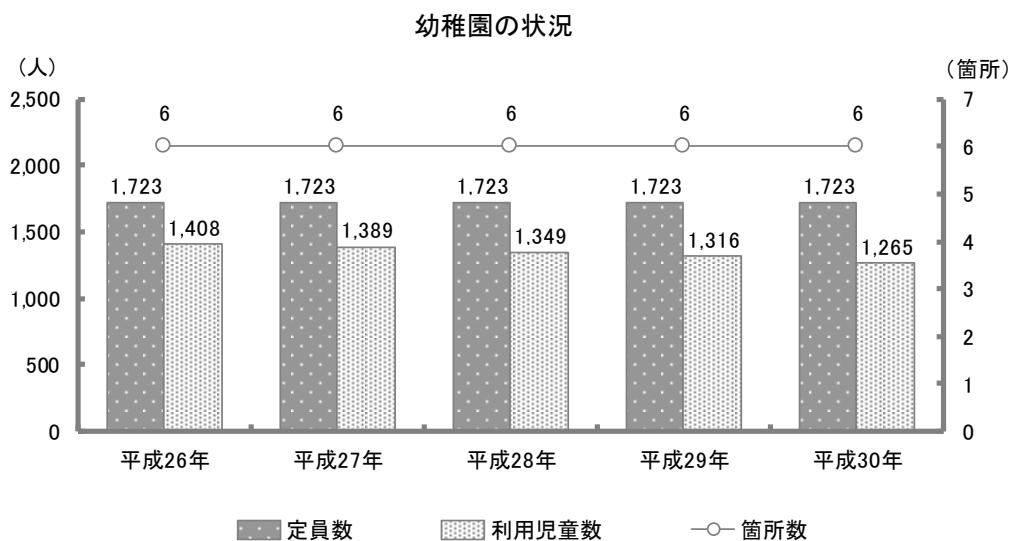


資料：国勢調査（平成27年）

（6）教育・保育サービス等の状況

① 幼稚園の状況

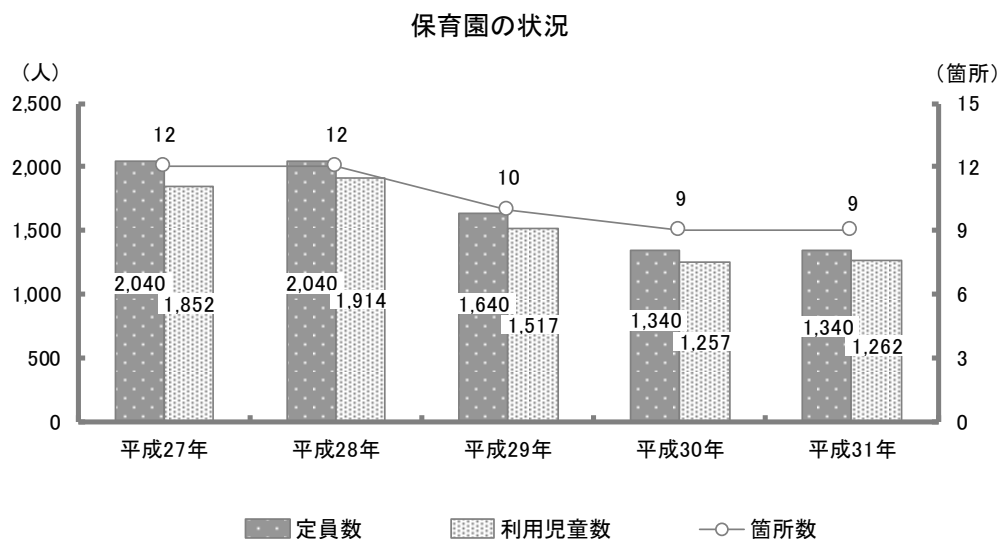
本市の幼稚園の状況をみると、定員数・箇所数は横ばいとなっていますが、利用児童数は年々減少しており、平成30年で1,265人となっています。



資料：市の統計

② 保育園の状況

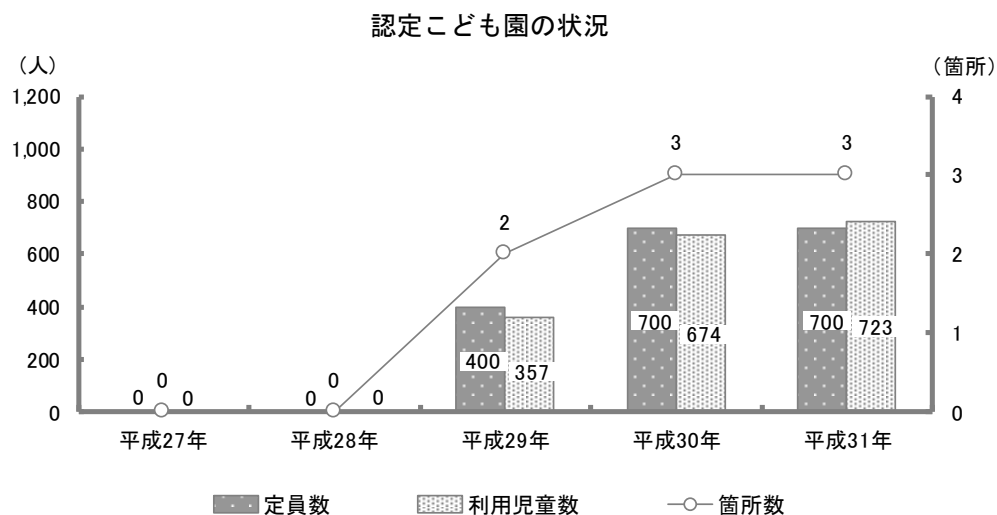
本市の保育園の状況を見ると、認定こども園の移行により定員数・箇所数ともに減少傾向にあり、平成31年で定員数1,340人、利用児童数1,262人となっています。



資料：市の統計

③ 認定こども園の状況

本市の認定こども園の状況を見ると、平成29年以降で箇所数の増加とともに利用児童数は年々増加し、平成31年で723人となっています。

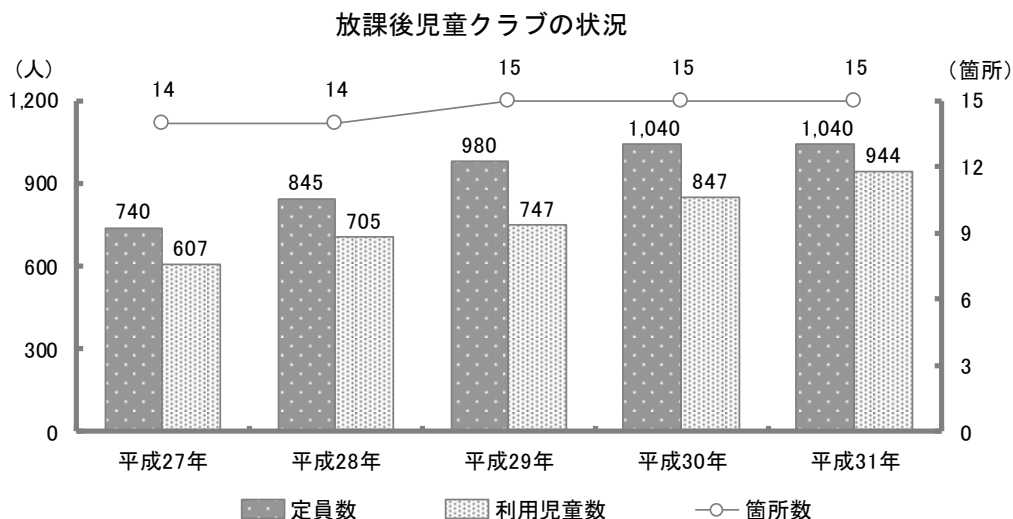


資料：市の統計

(7) 放課後児童クラブの状況

① 放課後児童クラブの状況

本市の放課後児童クラブにおける定員数・箇所数・利用児童数ともに増加傾向となっており、利用児童数は、平成31年で944人となっています。



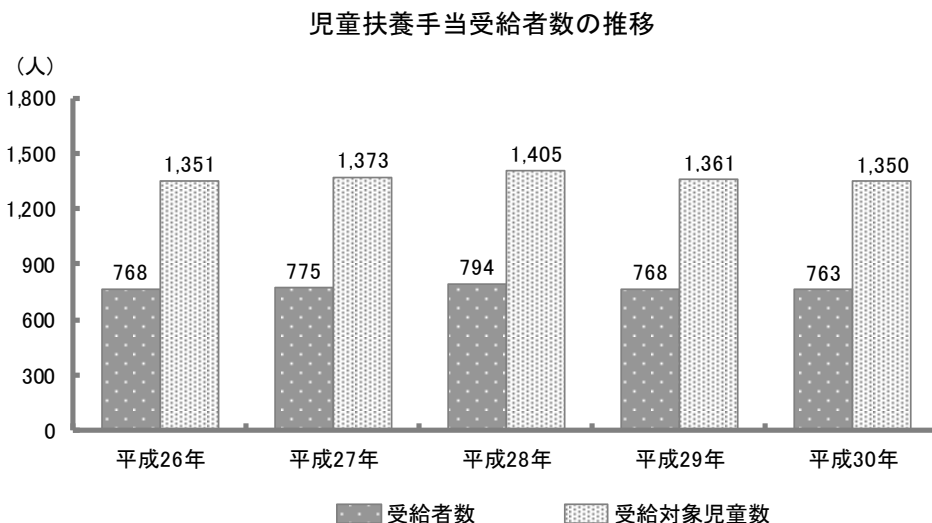
※H30までは年度末数、H31は年度当初（民間クラブ除く）

資料：市の統計

(8) その他の状況

① 児童扶養手当受給者数の推移

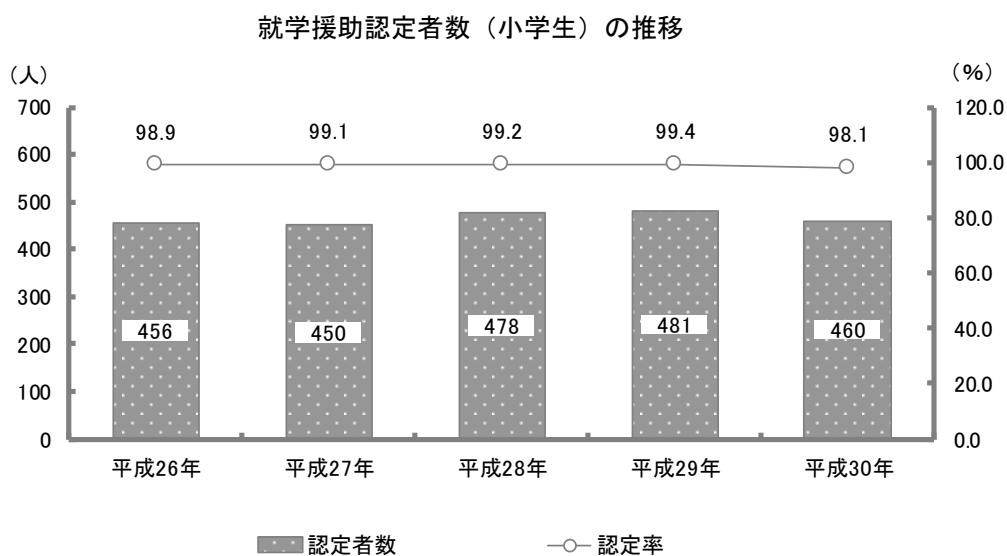
本市の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は平成26年から平成28年にかけて増加し、その後減少しており、平成30年で受給者数が763人、受給対象児童数が1,350人となっています。



資料：市の統計

② 就学援助認定者数（小学生）の推移

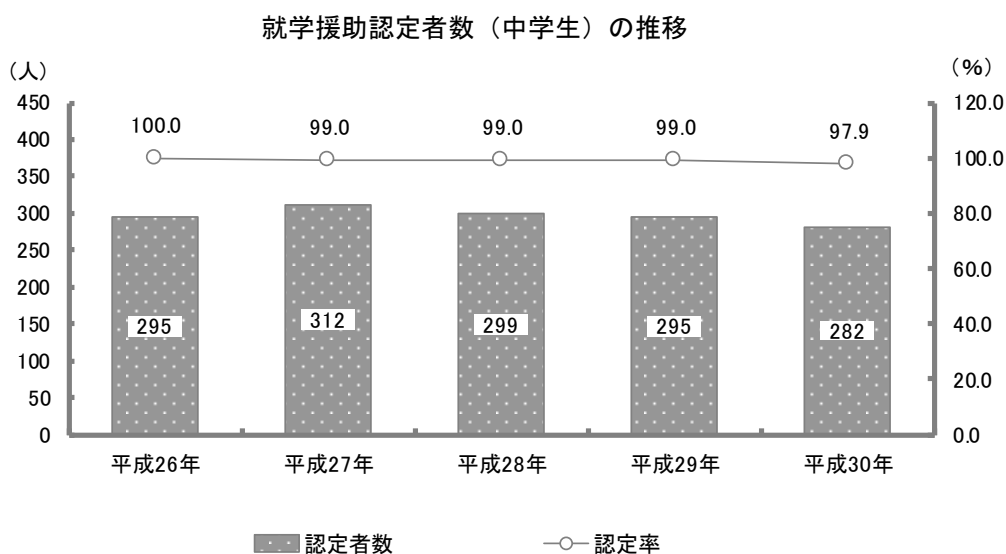
本市の小学生における就学援助認定者数は増減を繰り返していますが、認定率は平成26年から平成29年にかけて増加し、その後減少しており、平成30年で認定者数が460人、認定率が98.1%となっています。



資料：市の統計

③ 就学援助認定者数（中学生）の推移

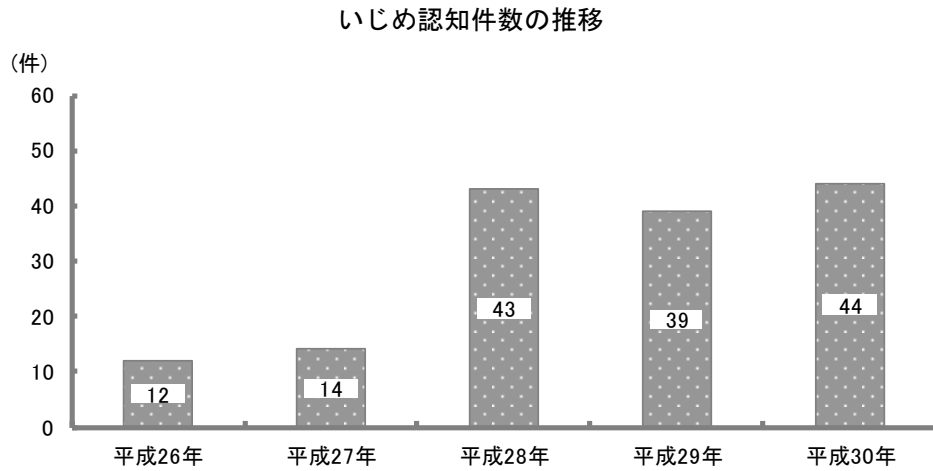
本市の中学生における就学援助認定者数は平成27年以降減少し、認定率も平成26年以降減少傾向となっており、平成30年で認定者数が282人、認定率が97.9%となっています。



資料：市の統計

④ いじめ認知件数の推移

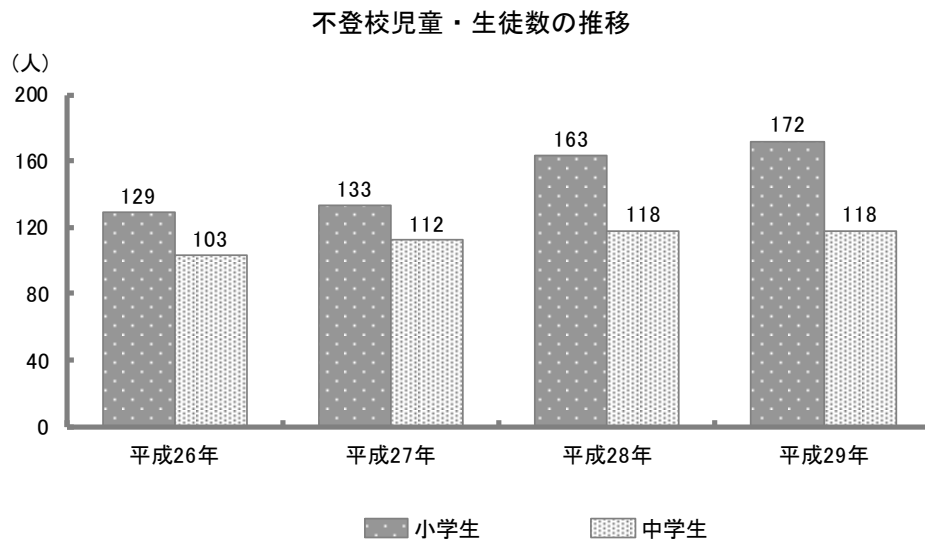
本市のいじめ認知件数は増加傾向となっており、平成30年で44件と過去5年間で約4倍増加しています。



資料：市の統計

⑤ 不登校児童・生徒数の推移

本市の不登校児童・生徒数は年々増加しており、平成29年で小学生が172人、中学生が118人となっています。



資料：市の統計

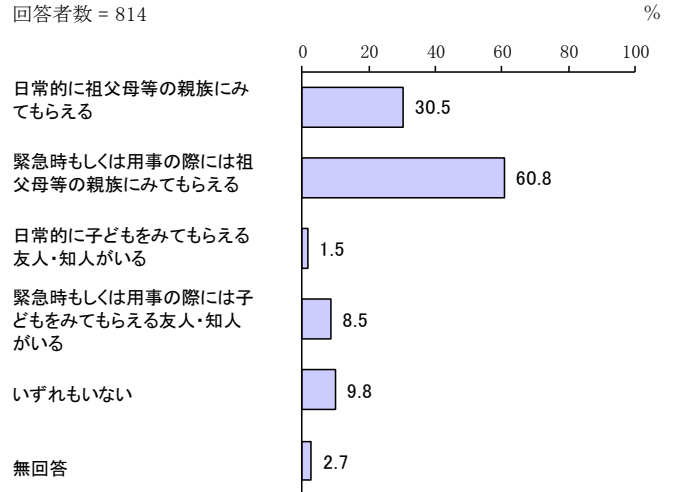
2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 子どもと家族の状況について

① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が60.8%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が30.5%となっています。

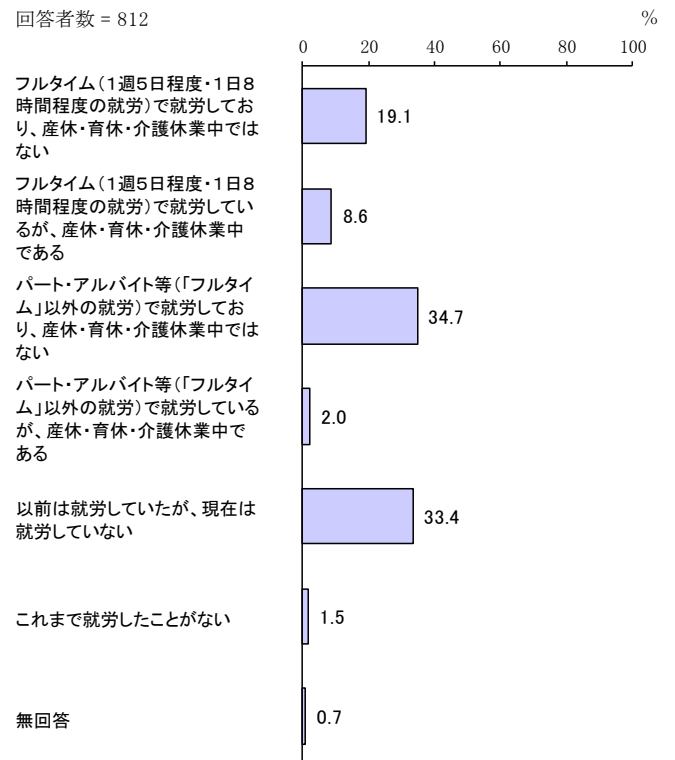
回答者数 = 814



② 母親の就労状況

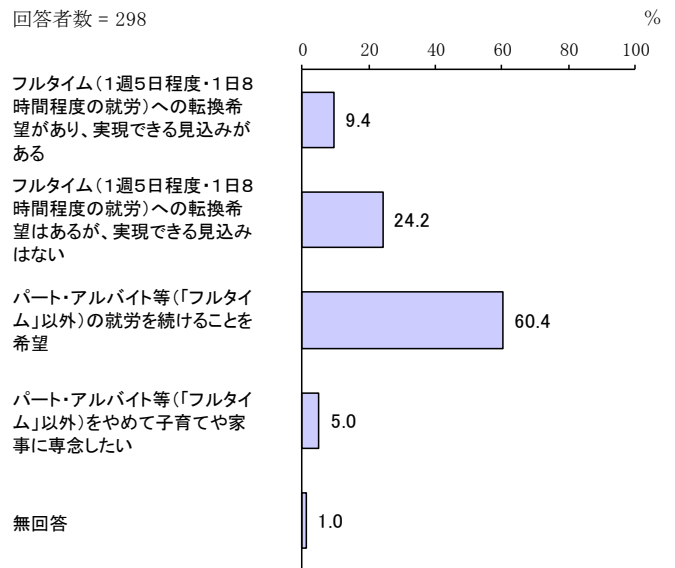
「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が34.7%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が33.4%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が19.1%となっています。

回答者数 = 812



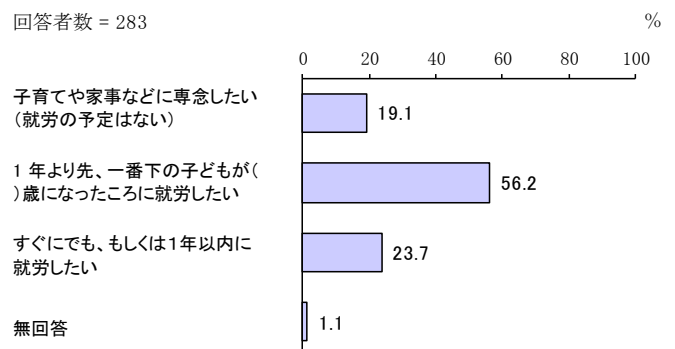
③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が60.4%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が24.2%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある」の割合が9.4%となっています。



④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

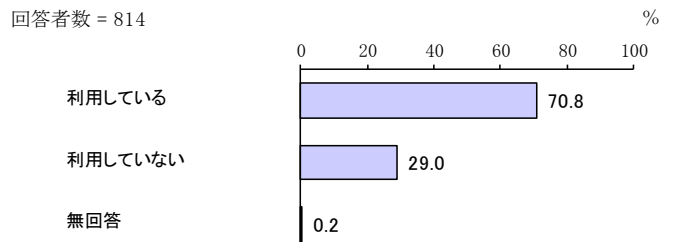
「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」の割合が56.2%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が23.7%となっています。



(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

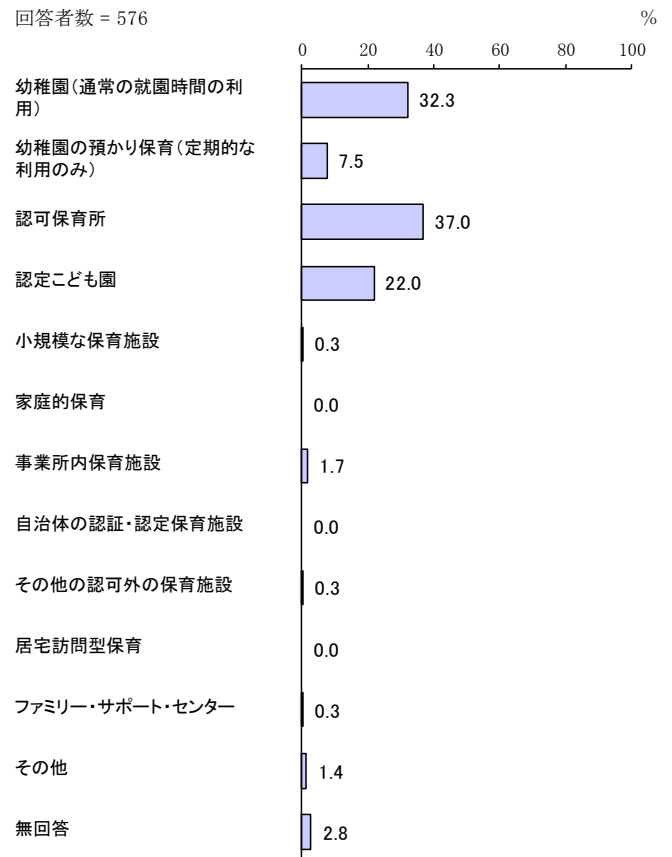
「利用している」の割合が70.8%、「利用していない」の割合が29.0%となっています。



② 平日の定期的にご利用している教育・保育事業

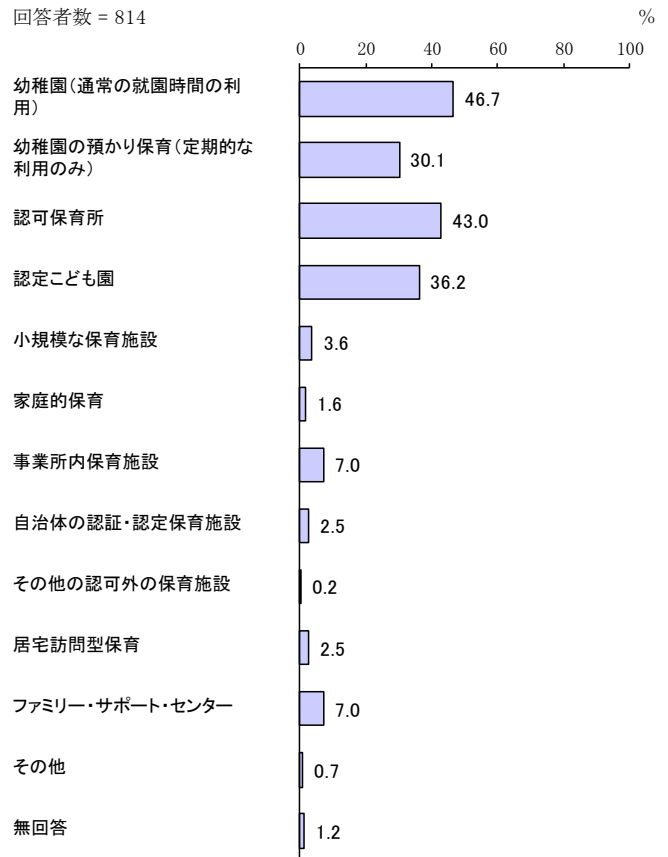
「認可保育所」の割合が37.0%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が32.3%となっています。

回答者数 = 576



③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

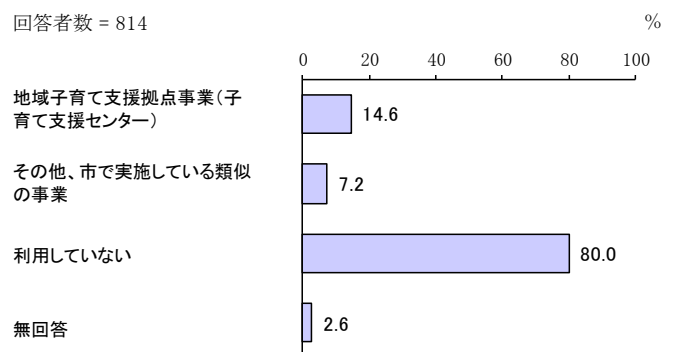
「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が46.7%と最も高く、次いで「認可保育所」の割合が43.0%、「認定こども園」の割合が36.2%となっています。



(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

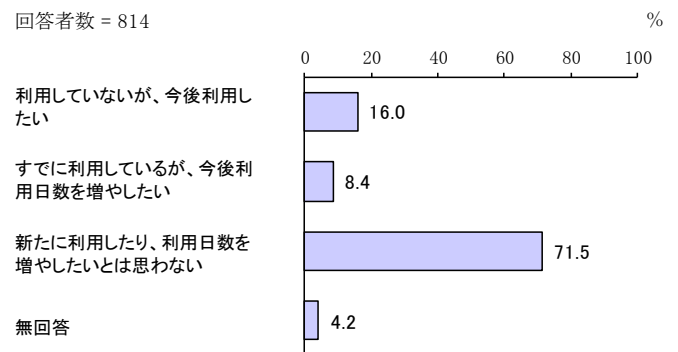
① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用していない」の割合が80.0%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）」の割合が14.6%、「その他、市で実施している類似の事業」の割合が7.2%となっています。



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

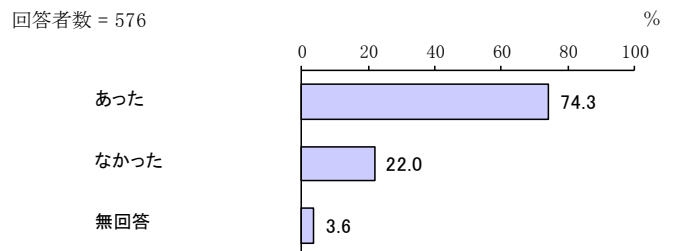
「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が71.5%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が16.0%となっています。



(4) 病気等の際の対応について

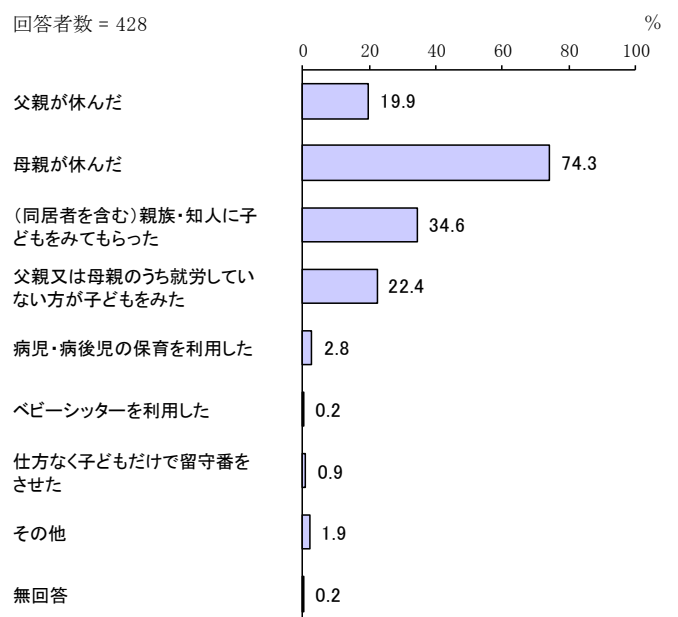
① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

「あった」の割合が74.3%、「なかった」の割合が22.0%となっています。



② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

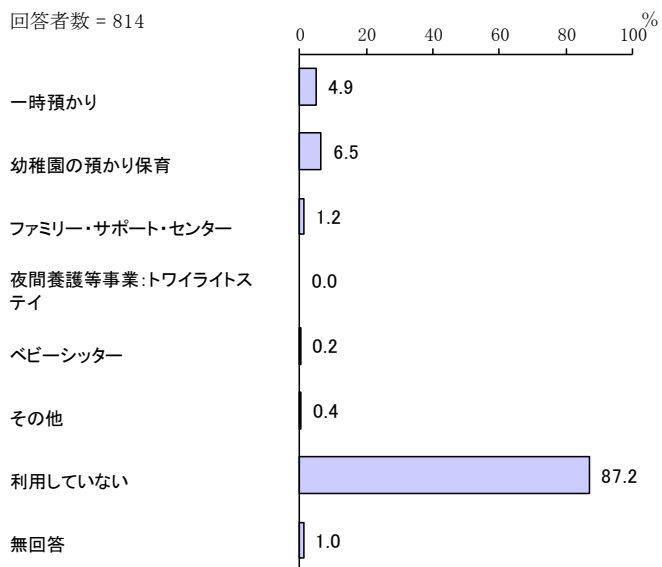
「母親が休んだ」の割合が74.3%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が34.6%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が22.4%となっています。



(5) 一時預かり等の利用状況について

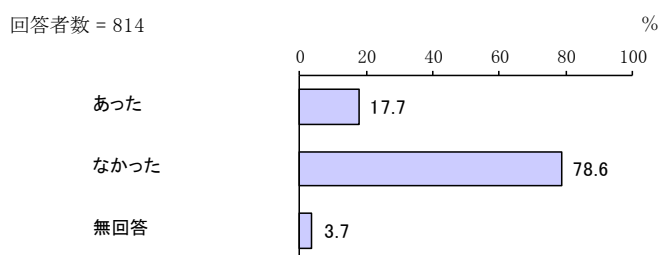
① 不定期の教育・保育の利用状況

「利用していない」の割合が87.2%と最も高くなっています。



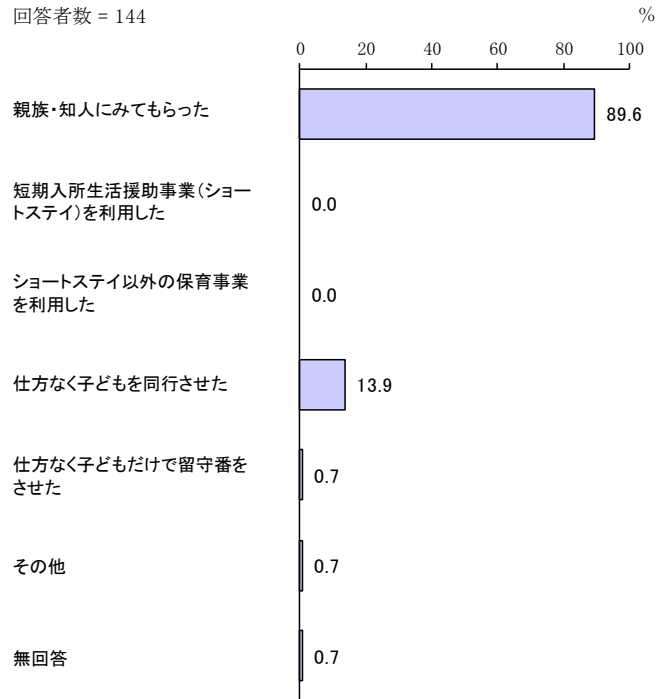
② 宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応

「あった」の割合が17.7%、「なかった」の割合が78.6%となっています。



<あった場合の対処方法>

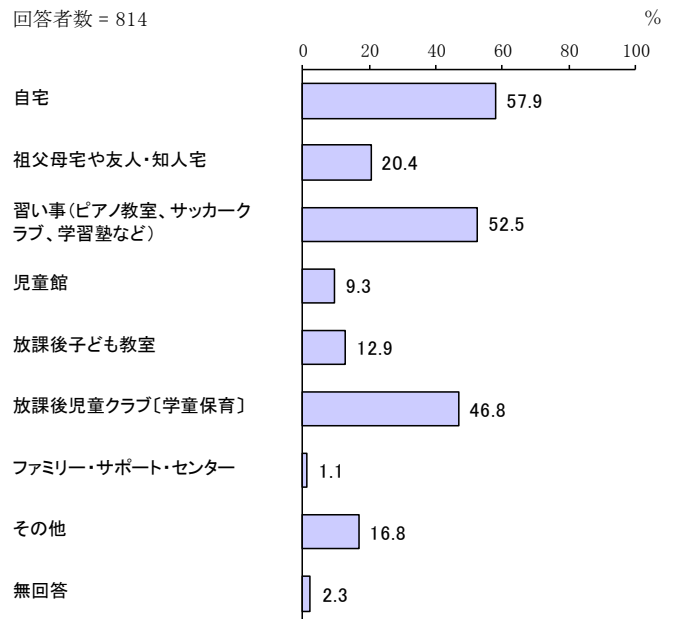
「親族・知人にみてもらった」の割合が89.6%と最も高くなっています。



(6) 小学校就学後の過ごさせ方について

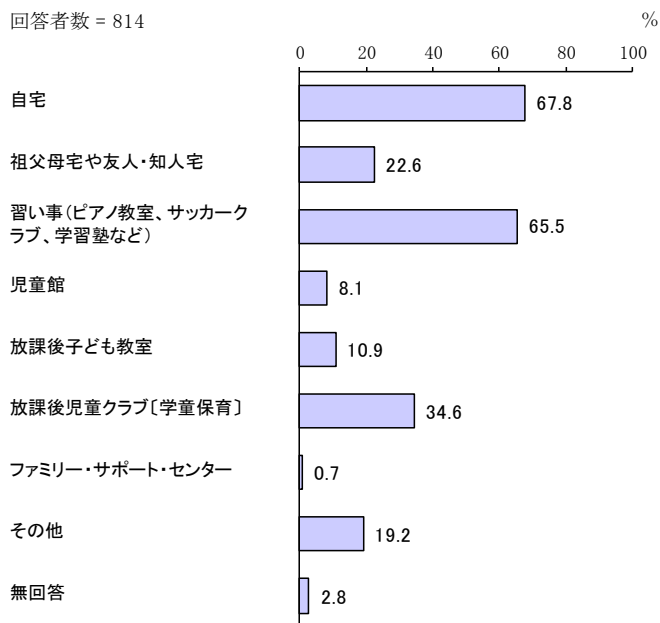
① 就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が57.9%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が52.5%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が46.8%となっています。



② 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

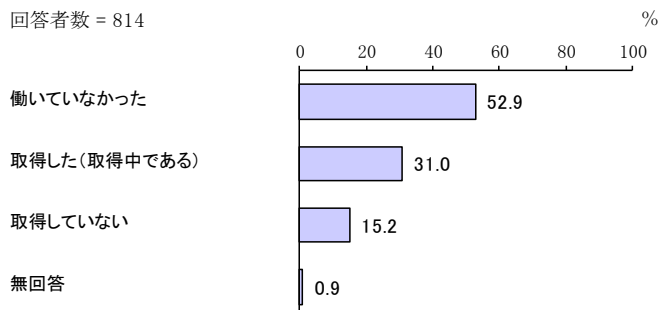
「自宅」の割合が67.8%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が65.5%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が34.6%となっています。



(7) 育児休業制度の利用状況について

① 母親の育児休業の取得状況

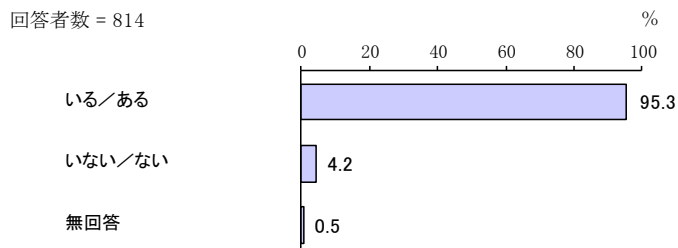
「働いていなかった」の割合が52.9%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が31.0%、「取得していない」の割合が15.2%となっています。



(8) 相談の状況について

① 就学前児童の保護者の気軽に相談できる人の有無

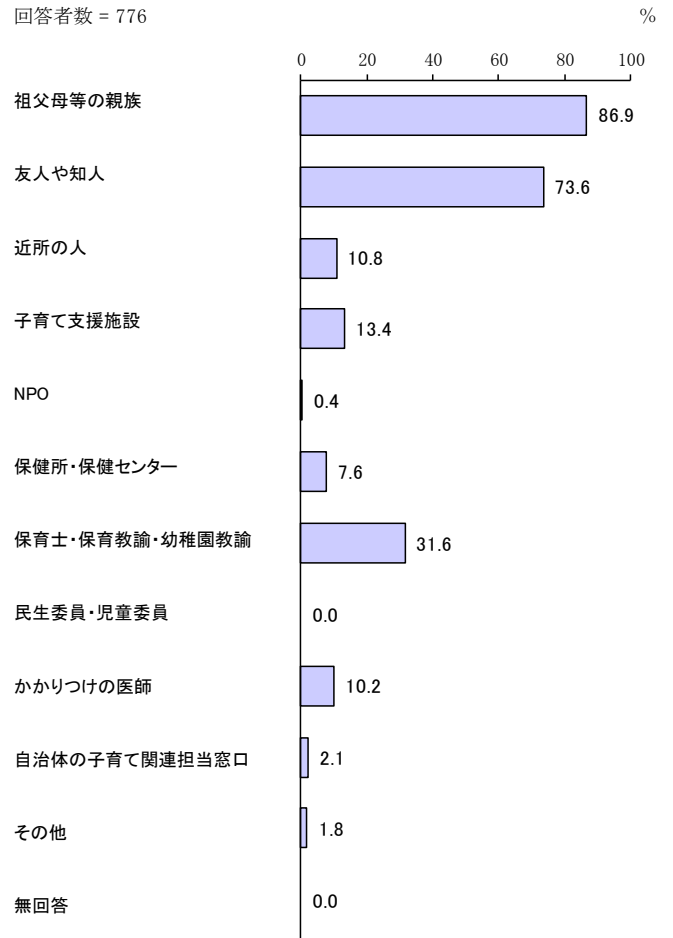
「いる／ある」の割合が95.3%、「いない／ない」の割合が4.2%となっています。



② 就学前児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「祖父母等の親族」の割合が86.9%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が73.6%、「保育士・保育教諭・幼稚園教諭」の割合が31.6%となっています。

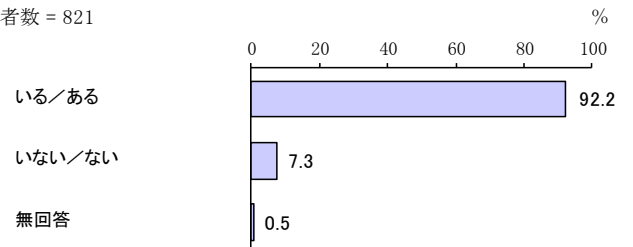
回答者数 = 776



③ 就学児童の保護者の気軽に相談できる人の有無

「いる／ある」の割合が92.2%、「いない／ない」の割合が7.3%となっています。

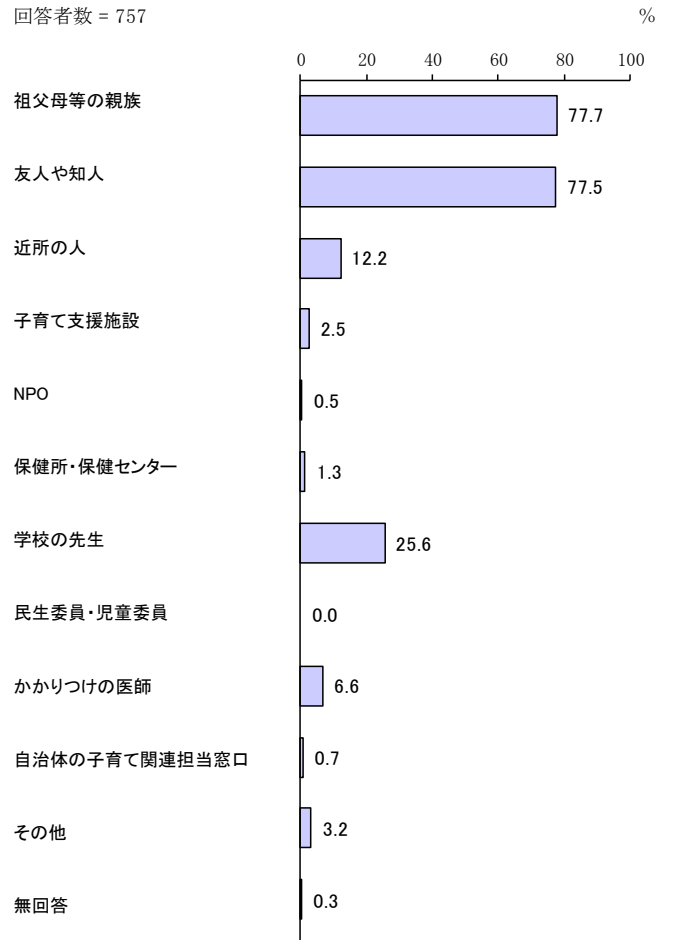
回答者数 = 821



④ 就学児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「祖父母等の親族」の割合が77.7%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が77.5%、「学校の先生」の割合が25.6%となっています。

回答者数 = 757

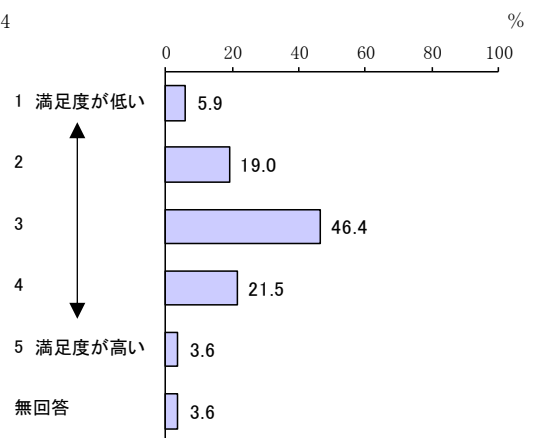


(9) 子育て全般について

① 就学前児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「3」の割合が46.4%と最も高く、次いで「4」の割合が21.5%、「1」の割合が5.9%となっています。

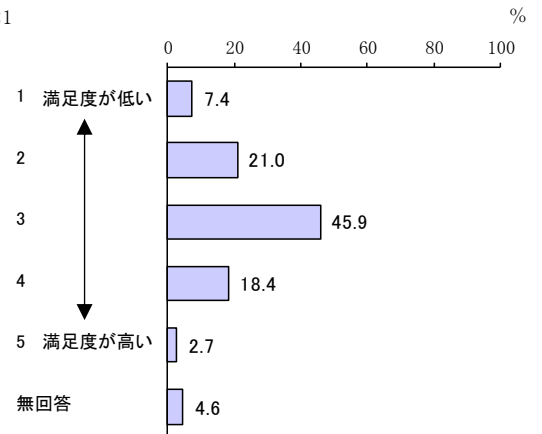
回答者数 = 814



② 就学児童の保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「3」の割合が45.9%と最も高く、
次いで「2」の割合が21.0%、「4」の
割合が18.4%となっています。

回答者数 = 821



3 第2期計画策定に向けた課題

あま市子ども・子育て支援事業計画の基本目標ごとにあま市の子どもや子育てを取り巻く課題を整理しました。

(1) 子どもの豊かな個性と生きる力を育みますについて

年少人口は減少しているものの、子育て世帯の共働き世帯の増加などから、3歳児未満の低年齢での保育需要が高まりをみせています。

アンケート調査結果によると、母親の就労状況について、「フルタイムで就労」の割合が平成25年度調査に比べ増加しており、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合がやや減少していることから、保護者の就労ニーズの高まりがうかがえます。また、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を「利用している」の割合が約7割と平成25年度調査に比べ1割増加しています。また、私立保育所が認定こども園へ移行したことに伴って、「認定こども園」については約15ポイント増加しており、多様な教育・保育事業に対する保護者のニーズの変化がうかがえます。

保護者の就労状況の変化等により、保育の必要性がある家庭が増加することが考えられることから、今後、更なる保育ニーズの高まりに向けて、教育・保育のニーズを適正に把握し、提供量を担保しつつ、安全で安心なより質の高い教育・保育を維持していくことが必要です。

また、すべての子どもは、障がいの有無に関わらず、その健やかな成長のために適切な教育・保育の機会が与えられる必要があります。また、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮のもと、支援の質の確保及びその向上を図り、障がいのある子ども本人やその家族のために児童発達支援を提供していくことが重要です。

本市における0～17歳の各種手帳所持者は増加しており、障がい児の教育（療育）について、子ども・子育て支援等の利用人数も増加傾向がみられます。

子どもの発達面で不安を抱えている子育て家庭の相談支援体制や、発達に遅れのある人への支援の強化とともに、保育所、放課後児童クラブ等における受け入れ体制の充実を図る必要があります。

(2) 家庭における子育てを支援しますについて

乳幼児期は、基本的な生活習慣を整え、人格形成の基礎が培われる大切な時期にあり、保護者や家庭のかかわり方が重要となります。睡眠、食事、運動等生活リズムを整え、子どもとの情緒的交流が望まれます。

アンケート調査では、子育てに関する相談相手については、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「祖父母等の親族」や「友人や知人」といった身近な周りの相談相手が多く、「子育て支援施設」などの各機関は2割を満たしていない状況となっています。また、子育てをする上で気軽に相談できる人や場所が「いない/ない」と回答した保護者が約1割となっており、悩みを抱えた保護者が誰にも相談できずに、抱え込んでしまっていることが懸念されます。

妊娠期から子育て期の切れ目のない相談や支援を行い、タイムリーに福祉サービスや専門相談機関につなげ、親の育児不安・負担の軽減を図り、安心して産み育てることができる取り組みが必要です。本市では、子育てコンシェルジュ事業を平成29年度から実施しており、子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や子育て支援事業等の情報提供及び相談等を実施しています。また、平成30年3月から、七宝子育て支援センターを開設し、3地区で地域に密着した子育て支援事業を行えるよう整備を進めてきました。

今後は、子育て支援に関する情報発信体制を強化するとともに、妊娠から出産、乳幼児期と連続した公的支援に加え、子育て家庭間の交流や、悩みを気軽に相談できる機会と場所の提供など、切れ目のない支援の充実を図り、個々の状況に寄り添いながら支援していくことが重要です。

また、国においては、ひとり親における家庭やそれ以外に問題を抱える家庭の経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼす「子どもの貧困」が問題となっています。平成28年度の国民生活基礎調査によれば、子育て中の一般世帯の平均年収に比べ、母子世帯は約3分の1となっており、特に母子家庭における経済的困窮が顕著となっています。

本市の18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の状況をみると、母子世帯は平成27年では498世帯と平成22年に比べ増加しています。

これまで本市では、平成29年度から市内のひとり親家庭の中学生を対象に、学習支援や生活相談などを行い、平成31年度からは七宝児童館においても学習支援等を実施しています。

ひとり親家庭のみならず支援が必要な家庭に、適切なサービスや支援を結び付けるとともに、地域の支援者と連携しながら、生活に困難を抱える家庭への支援を行うことが必要です。特に、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、日常生活を支援し、相談体制を充実することが求められます。

(3) 地域における子どもの育ちを支えますについて

国では、「新・放課後子ども総合プラン」において、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見られる中、「小1の壁」を打破するため、放課後児童クラブの受け皿の整備を目標として掲げています。

アンケート調査では、就学前の未就労の母親の就労希望は約8割となっており、共働き家庭の増加による放課後児童クラブの利用希望が高まることが考えられます。放課後の過ごし方について、就学前では「放課後児童クラブ〔学童保育〕」を希望する割合が低学年で4割半ば、高学年で3割半ばと平成25年度調査に比べ増加しており、平成27年4月の制度改正により高学年の受け入れをしたことや、政府の経済政策による雇用の拡大などが影響したものと考えられます。

本市ではこれまで、各地域における児童クラブの拡充を継続的に実施しており、待機児童の解消等を図ってきました。

今後も、保育内容の充実や支援員の確保など、質の向上も見据えながら、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後の子どもの居場所づくりが重要です。

また、近年、子どもたちを狙った犯罪や、子どもが巻き込まれる事故等の発生により、地域における子どもの安全・安心への関心が高くなっています。文部科学省は、平成30年に「登下校防犯プラン」を示し、地域における連携の強化や多様な担い手による見守りの活性化などを掲げ、取り組んでいます。

アンケート調査では、支え合いの関係に必要なつながりについて、「子どもの通園や通学時の見守りなど防犯活動等を通じたつながり」の割合が約2割、「防犯・防災活動を通じたつながり」の割合が約3割となっています。また、地域住民が優先的に取り組むべき課題について、「子どもの安全・安心の確保」の割合が3割半ばとなっています。これにより、まち全体で子育てをしていく機運が高まっているとかがえます。

子どもの安全確保は、安全・安心な社会の要であるという認識のもと、子どもたちがあたたかな地域の見守りの目のなかで、のびのびと遊び、学ぶことのできる地域づくりが求められます。社会全体で子どもの安全を守るという機運を高め、連携体制を構築していくことが重要です。

さらに、国際化が進む中で、本市においても外国人人口は平成24年に比べ平成28年で1,885人と約1.3倍に増加しており、多国籍化が進んでいます。

外国人の子どもや保護者が安心して生活できるように、行政サービスの適切な情報提供を行うとともに、子育て家庭における生活相談など利用しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

(4) 仕事と子育ての両立を推進しますについて

国では、持続可能で安心できる社会を作るために、「就労」と「結婚・出産・子育て」、あるいは「就労」と「介護」の「二者択一構造」の解消をすすめ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現することを目指しています。平成29年10月には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正され、職場における仕事と家庭の両立のための制度とその制度を利用しやすい環境づくりに取り組んでいます。しかし、その解消に向けては、企業や社会全体の理解に向けて一層の推進が必要となっています。

さらに国では、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化」などの状況に直面しており、こうした中、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作ることが重要な課題になっているため、平成31年4月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が施行され、「働き方改革」は、この課題の解決のため、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指しています。

アンケート調査結果によると、子育てについて、主に担っているのは「主に母親」の割合が約4割と就学前・小学生ともに平成25年度調査に比べ微増しています。依然として女性が家事・育児を担う状況がうかがえ、子育てに父親もより一層かかわることが重要です。そのため、父親の育児参加を促進するため、父親と子どもが気軽に遊んだり、事業に参加したりできるような居場所としての充実が求められています。

また、育児休業の取得状況をみると、平成25年度調査に比べ上昇していますが、母親の31.0%が育児休暇を取得したのに対し、父親の取得は2.2%と、依然として多くの父親が仕事を優先している現状がうかがえます。

今後は、育児休業制度の利用をさらに促進するとともに、男性においては、仕事と子育ての両立が困難な状況も見受けられ、事業所等への働き方改革についての働きかけや父親への子育てへの参画を促進することが必要です。



第3章 計画の基本理念、基本目標

1 基本理念

本計画では、「安心が広がり 心豊かで思いやりに満ち 子どもの笑顔の花咲くまち あま」の理念や方向性などを引き継ぐとともに、計画の基本的な視点をさらに明確に反映し、これからのあま市を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちをめざして、次のように基本理念を定めます。



基本理念

**安心が広がり 心豊かで思いやりに満ち
子どもの笑顔の花咲くまち あま**



2 基本的な視点

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。子どもの視点に立ち、幼児期的人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな成長と発達が保障され、「児童の権利に関する条約」に定められている「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす取り組みを進めます。

また、親が子育てについての責任を有するという基本的認識の下に、子育て家庭が抱える不安や悩みを軽減し、親として子育ての喜びや幸せを感じながら、ゆとりをもって子育てができるように、地域全体で子育て家庭を見守り支援します。ここでの子育て支援とは、子どもの最善の利益を考慮し、「子育てを通して、親自身が“親”として育つように支援すること」、「安全で安心して、子どもを生み育てられる社会環境づくりを進めること」です。

さらに、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実させることが必要であり、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。そのためにも、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びへの支援を行うことが重要です。

子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりに向け、健康・福祉・教育をはじめとする総合的かつ多面的な支援を行います。

3 基本目標

(1) 子どもの豊かな個性と生きる力を育みます・・・・・・・・

子どもが権利をもつ主体であるといった認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、子どもが健やかに、安心して成長していける環境づくりに努めるとともに、就学前の教育や保育、学校教育の充実を図ります。

また、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からの子どもの発育・発達への支援に取り組むとともに、子どもの自主性や社会性の育成や家庭の子育て・教育力の強化など、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援していきます。

さらに、障害のある児童等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

(2) 家庭における子育てを支援します・・・・・・・・

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要であり、子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないように、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が受けられることで、妊産婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、家族が健やかに生活できるよう取り組みを進めます。

また、子育ての状況は、核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の変化に伴い、多様化しており、各々の子どもや家庭のニーズに対応したサービスの質・量を充実させる必要があり、地域において子どもたちが健やかに成長していける質の高いサービスが提供され、すべての家庭がそれぞれの子育てに合ったサービスを利用できるよう、利用者に寄り添った子育て支援に取り組めます。

さらに、「子どもの貧困」についても、国が示す方向性等をふまえながら、相談対応の充実や負担軽減などの支援施策の充実など、経済的困難を抱える家庭への対応を図ります。

(3) 地域におけるすべての子どもの育ちを支えます・・・・・・・・

核家族化や共働き家庭の増加などの社会状況の変化による保育ニーズの高まりへ対応するため、乳幼児期における保育サービスの充実や就学児童の放課後の活動場所の充実を計画的に進めるとともに、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携、協力して、子どもの成長に応じた適切な支援が受けられる、子育てしやすい環境の整備を進めます。

また、安全な道路交通環境や防犯・防災といった観点からも、安心して子育てできる環境づくりに取り組みます。

(4) 仕事と子育ての両立を推進します・・・・・・・・

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、多様な保育サービスや放課後子ども総合プランをふまえた放課後児童対策の充実を図っていくとともに、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

4 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]

安心が広がり
心豊かで思いやりに満ち
子どもの笑顔の花咲くまち
あま

1 子どもの豊かな個性と生きる力を育みます

(1) 就学前教育・保育の体制確保と質の向上

(2) 学校における健全な子どもの育成

(3) 障がい児とその家庭への支援

2 家庭における子育てを支援します

(1) 妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援の充実

(2) 地域における子育て支援サービスの充実

(3) 子育て支援のネットワークづくり

(4) 子育て家庭の経済的負担の軽減
(子どもの貧困対策の推進を含む)

(5) ひとり親家庭等の自立支援の推進

3 地域におけるすべての子どもの育ちを支えます

(1) 地域で子どもが安心できる居場所づくりの推進

(2) 安全・安心なまちづくり

(3) 配慮が必要な子どもへの支援

4 仕事と子育ての両立を推進します

(1) 仕事と子育ての両立を図るための環境の整備

(2) 産休・育休からの復帰が円滑にできる環境の整備